『複数の支店を開設する場合の手続について』 日本貿易振興機構 (ジェトロ)

調査時点 2010 年 2 月 10 日

外国企業が、本社を海外に残したまま、サウジアラビア(以下「サウジ」という)において複数の支店を開設することは可能である。そのために必要な手続は、外国企業が、サウジに最初の支店を開設するために必要な手続と同様である。(当該手続に関する詳細は、日本貿易振興機構(ジェトロ)のウェブサイト『サウジアラビアにおける新事業体の設立手続の概要(外国投資ライセンス取得手続、商業登記等を含む)』参照。なお、外国投資家が、サウジの特定の都市に有限責任会社(Limited Liability Company; LLC)等の現地法人の拠点を設立し、当該現地法人を本店とし、追加的な拠点として他の都市に支店を別途設立する場合の手続については、ジェトロのウェブサイト『現地法人の支店の設立手続について』を参照されたい。)

外国企業がサウジにおいて支店を設立する場合の一般論としては、当該外国企業の定款の目的等に記載された事業内容の範囲内であれば、外資参入禁止業種(ネガティブ・リスト)(詳細は、ジェトロのウェブサイト<u>『外資参入禁止業種(ネガティブ・リスト)』</u>参照)に該当する事業でない限り、前段落記載の手続を経ることにより、サウジにおいて事業活動を営むことができる。しかし、外国企業がサウジの特定の都市において既に支店を設立しており、さらに同一の都市内において新たな支店を設立する場合には、実務上、サウジアラビア総合投資院(Saudi Arabian General Investment Authority; SAGIA、以下「SAGIA」という。)が外国投資ライセンスの申請を審査するに当たり、申請人に対し、同一の都市内に 2 カ所以上の支店を開設する必要性と既存の支店の業務状況等について質問する場合が多い。

例えば、外国企業がリヤドに製造業を営む支店 A を既に有しており、さらにリヤドに支店 B を開設しようとする場合、原則として、支店 B は製造業以外の事業活動を行う必要がある。支店 B もまた製造業を営む場合、SAGIA は、同一の都市内に 2 カ所以上の支店を開設する必要性が認められないとして、外国投資ライセンスの申請を認めない場合があることに留意が必要である。

【関連法規・制度名】

外資参入禁止業種(ネガティブ・リスト)

## 【関連 URL】

Saudi Arabian General Investment Authority; SAGIA (サウジアラビア総合 投資院)

http://sagia.gov.sa/

※本資料は、日本貿易振興機構(ジェトロ)の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです(法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます)。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法律的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。